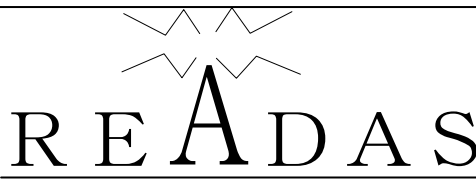


第 5416 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月26日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 申告書に誤りがあった場合

Q：確定申告書を提出しましたが、よく見たら間違っているところがありました。どうしたらいいですか？

A：平成27年分の申告でしたら、訂正した内容の申告書を期限内にもう一度提出してください。

【解説】

確定申告書の内容に誤りがあることが判明したときは、次のような申告手続きをとることになります。

(1) 提出期限内の場合

提出期限までであれば、通常どおりの申告手続きを行います。この場合、新しく提出した申告書が確定申告書として取り扱われます。

(2) 提出期限後の場合

提出期限後の場合は、修正申告又は更正の請求という手続きを行います。

① 修正申告

既に提出した確定申告書について、税額に不足額があるときなどは、税務署長等による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等又は税額等の修正をすることができます。

② 更正の請求

反対に、提出した確定申告書について、納付すべき税額が過大となるなど、その申告書の申告期限から原則5年（平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税は1年）以内に限り、税務署長等に対し、更正の請求をして税額等を減少（還付）してもらうことができます。

